

久納会計 FAX ニュース



Kunoh Accounting Office
久納公認会計士事務所

2023年4月号 令和5年度税制改正

☆ 当事務所の連休中の営業は、カレンダー通りの営業となっておりますので、よろしくお願いたします。

令和5年度税制改正が4月1日より施行されました。改正項目から、いくつかをピックアップしてご紹介させていただきます。

1. 賃上げと設備投資による償却資産税の軽減措置の新設

賃上げを行う旨を記載した「先端設備等導入計画」について、市町村の認定を受け、一定期間内に対象設備を取得した場合には、最大で5年間、償却資産税を3分の1に軽減する特例措置が新設されます。なお、賃上げを行わなくても計画の認定を受ければ、3年間は償却資産税が2分の1になります。

2. 電子帳簿保存制度の見直し

①電子保存の条件緩和

今回の改正で、「ある条件」と「相当の理由」を満たせば、検索要件（年月日、相手先、金額により検索できること）に関わらずデータを保存することが可能となりました。ある条件とは、「税務調査等で電子データのダウンロード及び出力書面の提示又は提出の求められた場合に応じること」になります。また、「相当の理由」とは、「電子帳簿保存に対応しうるシステムの導入コストが高く導入できない」、「保存対応の人材確保が出来ない」などが該当すると言われており、かなりあいまいなものとなっています。

これらの条件を満たしていても、原則電子データで受領した資料を紙媒体のみで保存することは出来ません。電子データを保存した上で、紙媒体でも保存が出来るという形になっていきますので、注意が必要です。

②スキャナ保存の条件緩和

スキャナ保存条件も緩和されました。緩和された内容は、①入力者情報の確認が不要、②解像度、階調、大きさの保存情報が不要、③A4サイズの指定のみだったのが廃止、となります。これにより、スマートフォン等での写真で保存しても良くなりました。ただ、解像度200dpi以上の保存要件は廃止にはなっておりませんので、ご注意ください。

3. インボイス制度の改正

①申請期限の延長

今年3月までとされていた適格事業者の登録申請が4月以降も可能となりました。しかし、今年9月に申請を行った場合、登録完了に時間を要するため、インボイス制度開始の10月1日に登録番号が確認できない可能性がありますのでご注意ください。通常2週間前後で登録完了通知が届きますが、現在は申請が多く1ヵ月以上かかったケースもありました。

②納税負担軽減策の導入

これまで免税事業者であった事業者がインボイス制度のために課税事業者を選択した場合の負担軽減措置が導入されることになりました。内容は消費税額の納税額を売上に係る消費税税額の2割に軽減するというものです。2023年（令和5年）10月1日から2026年（令和8年）9月30日までの3年間で対象となります。

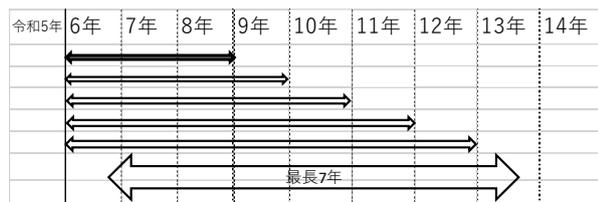
4. 生前贈与の相続税加算期間が延長

相続開始前に贈与があった場合の相続財産に加算する贈与期間が3年から7年に延長されます。延長した4年間（相続開始前3年超7年以内）に受けた贈与については、贈与財産の合計額から100万円を控除した残額が相続財産に加算されます。

この改正は2024年（令和6年）以降の贈与に適用されます。したがって、今年中の贈与は改正前の基準となりますので、相続対策で贈与を行う場合は通常より贈与額を増やすことも考えられますので、当事務所担当者にご相談願います。

また、相続時精算課税制度を選択されている方であっても、年間110万円までの控除枠が認められることになりました。

図1 相続財産対象贈与期間



5. 改正NISA制度

表1 NISA改正内容

対象者	居住者（18歳以上）
年間投資上限額 （最大360万円）	積立投資枠120万円 成長枠240万円
非課税限度額	1,800万円（内成長枠1,200万円）
非課税保有期間	無期限
投資可能期間	2024年1月1日以降 永続

今回の改正で大幅に拡充かつ恒久化されることになりました。年間非課税投資額も最大360万円、生涯非課税限度額も1800万円と、まとまった資産形成を図ることができるようになります。なお、この改正は2024年（令和6年）から適用されます。

NISAを利用する上での主な注意点は次の通りです。①非課税限度額は保有中の商品の取得価格の合計額で判断されますので、口座内で商品を売却した場合には、その取得価格分のみ再投資が可能、②年間投資額は上記表1のように決まっているため、上限に達した後に売却して商品を購入し

た場合は通常枠での購入となる、③NISA口座内で売却損が生じた場合は他口座との損益通算と繰越控除が出来ない、などです。

NISA口座で保有する有価証券は配当については非課税となりますが、売却損が通常口座と相殺できないため、ご自身の投資スタイルに合わせて使い分けが必要と考えます。

6. 教育資金贈与の非課税措置の見直し

教育資金贈与は適用期限が3年延長されます（2025年3月31日まで）。しかし、節税目的での利用を是正するため制限が設けられます。

この制度は直系尊属が、30歳に満たない孫や子どもへ教育のために使う資金を非課税で贈与出来るというものです。非課税枠は1,500万円（習い事等は500万円まで）となっています。

今回の改正で、今年4月からの贈与から贈与者の相続税の課税価格が**5億円を超える場合は教育資金残額が受贈者（子や孫）の年齢が23歳未満**であっても相続税の課税対象となりました。

7. その他

① 法人税関係

あまり制度変更がなく、期限の到来する制度はほとんど期限延長となりました。

② 森林環境税

2024年から環境保全や整備を目的とした森林環境税導入により住民税が年間1,000円あがります。岐阜県民は既に同じような環境保全を目的とした税金が加算されており、別途1,000円加算されています。（愛知県民は令和5年まで加算されていますが、それ以降は終了します）。

ご不明な点やご不安点がございましたら、当事務所担当者までご連絡ください。

以上